# 広島中央環境衛生組合議会会議録

令和5年第1回定例会

令和5年3月27日

広島中央環境衛生組合議会

## 目 次

### 令和5年第1回広島中央環境衛生組合議会定例会

9第	第1日(3	月 2	27日開会)		
	日程第	1	仮議席の指定・・・		3
	日程第	2	議長選挙・・・・・		3
	日程第	3	議席の指定・・・・		5
	日程第	4	会議録署名議員の指	名・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	日程第	5	会期の決定・・・・		5
	日程第	6	議案第1号	広島中央環境衛生組合個人情報の保護に関	
				する法律施行条例の制定について・・・・・	5
	日程第	7	議案第2号	広島中央環境衛生組合情報公開・個人情報	
				保護審査会設置条例の制定について・・・・	6
	日程第	8	議案第3号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行	
				に伴う関係条例の整備について・・・・・・	7
	日程第	9	議案第4号	広島中央環境衛生組合情報公開条例の一部	
				改正について・・・・・・・・1	C
	日程第1	0	議案第5号	令和4年度広島中央環境衛生組合一般会計	
				補正予算(第2号)・・・・・・・1	1
	日程第1	1	議案第6号	令和5年度広島中央環境衛生組合一般会計	
				予算・・・・・・・・・ 1	2
	日程第1	2	議員提出議案第1	号 広島中央環境衛生組合議会の個人	
				情報の保護に関する条例の制定に	
				$\gamma_0 \gamma_1 \gamma_2 \cdots \gamma_n \gamma_n \gamma_n \gamma_n \gamma_n \gamma_n \gamma_n \gamma_n \gamma_n \gamma_n$	1

#### 1. 議事日程

(令和5年第1回広島中央環境衛生組合議会定例会)

令和5年3月27日 午後2時 開会 於広島中央エコパーク管理棟2階議場

日程第	1	仮議席の指定
H 111.77	1	

日程第 2 議長選挙

日程第 3 議席の指定

日程第 4 会議録署名議員の指名

日程第 5 会期の決定

日程第 6 議 案 第1号 広島中央環境衛生組合個人情報の保護に関する法律

施行条例の制定について

日程第 7 議 案 第2号 広島中央環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会

設置条例の制定について

日程第 8 議 案 第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関

係条例の整備について

日程第 9 議 案 第4号 広島中央環境衛生組合情報公開条例の一部改正につ

いて

日程第10 議 案 第5号 令和4年度広島中央環境衛生組合一般会計補正予算

(第2号)

日程第11 議案第6号 令和5年度広島中央環境衛生組合一般会計予算

日程第12 議員提出議案第1号 広島中央環境衛生組合議会の個人情報の保護

に関する条例の制定について

#### 2. 出席議員(12名)

1番	鈴	木	英	士	2番	中	Ш		修
3番	玉	Ш	雅	彦	4番	堀	越	賢	$\stackrel{-}{-}$
5番	大	Ш	弘	雄	6番	水	橋	直	行
7番	北	林	光	昭	8番	坪	井	浩	_
9番	坂	元	百台	子	10番	池	田	隆	興
1番	道	法	知	江	12番	信	谷	俊	樹

#### 3. 欠席議員(0名)

#### 4. 説明のため出席した者

管 埋 者	咼	坦	嫹	德	副管埋者	今	榮	畈	彦	
副管理者	高	田	幸	典	副管理者	前	延	玉	治	
会計管理者	貞	岩		諭	事務局長	中	西	康	雄	
総務課長	片	Щ		巌	次長兼施設1課長	曼	呉	田		浩

施設2課長 茅 野 一 郎 施設3課長 岡 田 征 幸

5. 職務のため出席した者

 総務課庶務係長
 湧 本 華 子 総務課主査
 坂 手 浩 二

 総務課主任
 的 場 啓 太 総務課主任
 宮 田 裕 也

(午後2時 開 議)

#### ○議長(大川弘雄議員)

皆様、今年度も、残すところわずかとなりました。本日は、お忙しい中、御参集賜り、 誠にありがとうございます。

本日は、令和5年1月31日付けで議長が議員を辞職したため、議長が空席であります。 地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の大川が、議長が選挙されるまでの間、 議長の職務を行いますのでよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより、令和5年第1回広島中央環境衛生組合議会定 例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

この際、諸般の報告を行います。

まず、去る2月15日に東広島市議会におきまして、組合議員に選出されました池田隆 興議員につきましては、仮に着席していただいておりますので御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しを配布しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

それではこれより、日程に入ります。

○議長(大川弘雄議員)日程第1、「仮議席の指定」を行います。

議事の進行上、この度、東広島市議会から選出された池田隆興議員の仮議席は、ただい ま御着席の議席を指定いたします。

○議長(大川弘雄議員)日程第2、「議長選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと 思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」との声あり]

御異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決しました。議長に北林光昭議員を指名いたします。

お諮りいたします。

只今、副議長において指名いたしました北林光昭議員を、議長の当選人と定めることに 御異議ありませんか。

[「異議なし」との声あり]

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました北林光昭議員が、議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました北林光昭議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の旨を告知いたします。北林議員、当選承諾及び御挨拶をお願いいたします。

- ◎北林光昭議員 議長、北林光昭
- ○議長 (大川弘雄議員) 北林光昭議員
- ◎北林光昭議員(登 壇)

ただいま議員各位の御推挙を賜りまして議長に就任させていただきました北林でございます。身に余る光栄と感激いたしますとともに、職責の重さを痛感いたしているところでございます。

皆様方の御協力をいただきながら、組合の発展と住民福祉の向上のため、微力ではございますが、議長として公正かつ、円滑な議会運営に取り組んでまいる所存でございます。

また、議員各位におかれましては、より一層のご指導、ご支援を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、議長就任のあいさつとさせていただきます。何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長(大川弘雄議員)ありがとうございました。

以上をもって、議長選挙を終わります。

御協力ありがとうございました。

これより議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

○議長(北林光昭議員)再開いたします。お諮りします。

この際、説明員として、本会議に管理者並びに説明の委任を受けた者の出席を求めたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」との声あり]

御異議なしと認めます。

よって、説明員の出席を求めます。

暫時休憩いたします。

○議長(北林光昭議員)再開いたします。

それでは、管理者から招集に当たり挨拶がありますので、これを許します。

- ◎管理者(髙垣廣德管理者)議長。
- ○議長(北林光昭議員)髙垣管理者。
- ◎管理者(髙垣廣德管理者)(登 壇)

では令和5年第1回組合議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日、令和5年第1回広島中央環境衛生組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には年度末で何かと御多用にも関わらず御参集を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

また、平素から本組合の事業推進につきまして、多大なご理解、ご協力を賜っておりますことに対しまして、この場をお借りいたしまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。

今回提出しております議案は新年度予算案ほか、補正予算案1件及び条例案4件でございます。新年度予算案といたしましては、賀茂環境衛生センターの解体工事が本格化し、また、大崎上島環境センターごみ中継施設及びストックヤード工事が大詰めを迎えることから、これらの予算について大幅な増額となっております。

議員各位におかれましては、慎重にご審議をいただいたうえ、適切なる御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

○議長(北林光昭議員)以上で管理者の挨拶を終わります。

○議長(北林光昭議員)日程第3、「議席の指定」を行います。

このたび、東広島市議会より選出されました議員の議席は、組合議会会議規則第4条第 1項の規定により、議長において、ただいまご着席されております、池田隆興議員、10 番を指定いたします。

○議長(北林光昭議員)日程第4、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において、9番 坂元百合子議員、10番 池田隆興議員 を指名いたします。

○議長(北林光昭議員)日程第5、「会期の決定」の件を議題といたします。 お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」との声あり]

御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長(北林光昭議員)日程第6、議案第1号「広島中央環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」の件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

- ◎事務局長(中西康雄事務局長)議長、事務局長中西。
- ○議長(北林光昭議員)中西事務局長。
- ◎事務局長(中西康雄事務局長)(登 壇)

ただいま議題となりました議案第1号「広島中央環境衛生組合個人情報の保護に関する 法律施行条例の制定について」ご説明いたします。 水色の表紙の提出議案説明書1ページをお願いします。

- 1、制定の理由でございますが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、その施行に関し必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。
- 2、条例の内容といたしましては、(1) 開示請求に係る手数料につきましては手数料条例に定める額とし、現行の個人情報保護条例に基づく額から変更はございません。また(ア)保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をした場合、(イ) 閲覧の方法により開示を受ける場合、(ウ)電子情報処理組織による交付を受ける場合は、手数料を徴収しないこととしております。次に(2)運用状況の公表でございますが、毎年1回、個人情報保護制度の運用の状況を取りまとめ、公表するものでございます。
- 3、施行期日等でございますが、施行期日は令和5年4月1日とするものでございます。 また、2ページの冒頭にありますとおり本条例の施行に伴い、現行の個人保護条例は廃止 となります。
- (3) 旧条例の廃止に伴う経過措置でございますが、ア 個人情報の取扱いに従事していた者に係る守秘義務等について、イから工では審査請求がなされた場合について、オでは審議会委員の守秘義務について、カから3ページのクまでは罰則の適用についてそれぞれ経過措置を設けております。

説明は以上でございます。

○議長(北林光昭議員)説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」との声あり]

○議長(北林光昭議員)質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」との声あり]

○議長(北林光昭議員)次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」との声あり]

○議長(北林光昭議員)これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号、「広島中央環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(北林光昭議員)挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長(北林光昭議員)日程第7、議案第2号「広島中央環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について」の件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

◎事務局長(中西康雄事務局長)議長、事務局長中西。

- ○議長(北林光昭議員)中西事務局長。
- ◎事務局長(中西康雄事務局長)(登 壇)

ただいま議題となりました議案第2号「広島中央環境衛生組合情報公開・個人情報保護 審査会設置条例の制定について」ご説明いたします。

議案説明書4ページをお願いします。

- 1、制定の理由でございますが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、現行の個人情報保護審議会と情報公開審査会を統合し、審査請求等について調査審議をする情報公開・個人情報保護審査会を設置するとともに当該審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めようとするものでございます。
- 2、条例の内容でございますが、(2)審査会は、委員7人以内をもって組織し、(3)委員は、優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱し、委員の任期は2年としております。また、(5)審査会の調査権限から、5ページ下段の(8)答申書の送付等までの審査会の手続きにつきましては、現行の手続きと同様の規定を設けることとしております。

次に6ページの上から3行目(9) 罰則でございますが、審査会の委員又は審査会の委員 であった者が、職務上知ることができた秘密を漏らした場合は、1年以下の懲役又は50 万円以下の罰金に処する旨を定めるものでございます。

3、施行期日等でございますが、施行期日は令和5年4月1日等とし、(2)経過措置 といたしまして、委員の委嘱については、施行前においても行うことができることとして おります。

説明は以上でございます。

○議長(北林光昭議員)説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

「「なし」との声あり〕

○議長(北林光昭議員)質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」との声あり]

○議長(北林光昭議員)次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」との声あり]

○議長(北林光昭議員)これにて討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第2号、「広島中央環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(北林光昭議員)挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

······\*

○議長(北林光昭議員)日程第8、議案第3号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について」の件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

- ◎事務局長(中西康雄事務局長)議長、事務局長中西。
- ○議長(北林光昭議員)中西事務局長。
- ◎事務局長(中西康雄事務局長)(登 壇)

ただいま議題となりました議案第3号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴 う関係条例の整備について」ご説明いたします。

本案件は一昨年6月の地方公務員法の改正により、公務員の定年年齢の段階的な引き上げや管理職の上限年齢を定める「管理監督職勤務上限年齢制」が令和5年4月から導入されることにより、関係条例6件を一括改廃するものでございます。

提出議案説明書の7ページをお願いいたします。

- 1、提案の理由でございますが、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年の年齢の引き上げ等に関し必要な事項を定めるとともに、その他所要の規定の整備を行おうとするものでございます。
- 2、条例の内容でございますが、(1)職員の定年年齢を60年から65年に引き上げ、当該定年の年齢の引き上げに伴い次のアからカまでの6つの事項を定めるものでございます。最初にア「管理監督職勤務上限年齢による降任等」について、でございます。管理監督職で勤務上限年齢の60歳に達している職員ついては、60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの異動期間の間に管理監督職以外の職に降任とするものとし、降任にあたっては、地方公務員法に定める平等取扱い原則などのほか(ウ)のaから次ページcまでに掲げています、当該職員の人事評価の結果、または勤務の状況及び職務経験等に基づき、その適性を有すると認められる職で、できる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等するものでございます。

次に8ページの中段、イ「管理監督職への任用の制限の特例」でございます。先ほどの管理監督職勤務上限年齢制の例外として、一定の事由があると認められる場合に限り、1年を超えない期間内で引き続き管理監督職を占めたまま勤務させることができるものとしたもので、(ア)のaからcに掲げる事由、特定の職員を他の職へ降任等することにより公務の運営に著しい支障が生ずる場合による、通称「勤務延長型特例任用」と9ページの(ウ)特定管理監督職群について、欠員補充が困難で、業務の遂行に重大な障害となると認められる場合による通称「異動可能型特例任用」について定めるものでございます。

次に10ページ、ウ「定年による退職の特例」でございます。先ほどのイの特例任用で 異動期間を延長した職員で(ア)から(ウ)に掲げる当該職員の退職により公務の運営に 著しい支障が生ずる場合には、定年退職日の翌日以後も最長3年間引き続き勤務させるこ とができるものでございます。次に下段、エ「定年前再任用短時間勤務職員の任用」でご ざいます。定年前再任用短時間勤務とは、年齢60年以上の定年前の退職者を定年退職日 相当日を経過するまでの期間、短時間勤務の職に再任用する制度のことで、現行の再任用 制度の代わりに設けるものでございます。

11ページをお願いいたします。

次にオ「定年の特例」でございますが、経過措置といたしまして、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間、下の表のとおり、2年に1年ずつ定年年齢を段階的に引き上げるものでございます。

最後にカ「任用及び給与に関する情報の提供並びに勤務の意思の確認」でございますが、 職員が年齢60年に達する日の属する年度の前年度に、当該職員に対し、年齢60年に達 する日以後に適用される任用制度等の情報提供と勤務の意思を確認するよう努めるもので ございます。以上が職員の定年年齢引き上げに関する主な改正内容で「職員の定年等に関 する条例」の改正に係るものでございます。

次に(2)から次ページの(5)まで掲げておりますのは、定年年齢の引き上げによる 改正に伴うその他の条例の整備に関する事項でございます。

先ず(2)でございますが、職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例について、 管理監督職勤務上限年齢を設けることに伴い、給料の7割措置とする取り扱いを降給の種 類として定めるものでございます。

次に12ページ、(3)でございますが、職員の懲戒に関する条例について、給料の7割措置が適用される場合において、発令時の給料月額と減額時の給料月額が異なるときの減給額の上限を、現に受ける給料及び地域手当の合計額の10分の1に相当する額とするものでございます。

- 次に(4)でございますが、定年前再任用短時間勤務の規定を整備するもので、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の適用対象として規定するものでございます。次に(5)でございますが、定年前再任用制度が創設されることに伴い、現行の再任用制度を規定しております「職員の再任用に関する条例」を廃止するものでございます。
- 3、施行期日等でございますが、(1)改正施行期日を令和5年4月1日等とし、(2)準備行為として、施行日前に定年前再任用及び暫定再任用に関し必要な手続きを行うことができるものとしております。(3)経過措置として、ア暫定再任用に関するものとして、施行日前に退職した者等のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日までの間にあるものを、1年を超えない範囲で任期を定め、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用することができるもので、定年年齢を段階的に引き上げる期間の間、暫定的に現行の再任用制度を継続するものでございます。

13ページ下段のイは、暫定再任用短時間勤務職員について、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の適用対象とする経過措置をするものでございます。 説明は以上でございます。

○議長(北林光昭議員)説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」との声あり]

○議長(北林光昭議員)質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」との声あり]

○議長(北林光昭議員)次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」との声あり〕

○議長(北林光昭議員)これにて討論を終結いたします。これより採決いたします。

議案第3号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備については」、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

#### [賛成者举手]

○議長(北林光昭議員)挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長(北林光昭議員)日程第9、議案第4号「広島中央環境衛生組合情報公開条例の一部改正について」の件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

- ◎事務局長(中西康雄事務局長)議長、事務局長中西。
- ○議長(北林光昭議員)中西事務局長。
- ◎事務局長(中西康雄事務局長)(登 壇)

ただいま議題となりました議案第4号「広島中央環境衛生組合情報公開条例の一部改正 について」ご説明いたします。

議案説明書19ページをお願いします。

広島中央環境衛生組合情報公開条例第1条の規定により、例によるとされた東広島市情報公開条例が一部改正されたため、読み替え等、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

- 2、改正の内容といたしましては、表のとおり読み替えるもので、中欄の列が東広島市 情報公開条例における字句、右の列が広島中央環境衛生組合情報公開条例への読み替える 字句でございます。
  - 20ページをお願いします。
  - 3、施行期日は令和5年4月1日としております。

説明は以上でございます。

○議長(北林光昭議員)説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」との声あり]

○議長(北林光昭議員)質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」との声あり]

○議長(北林光昭議員)次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」との声あり]

○議長(北林光昭議員)これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号「広島中央環境衛生組合情報公開条例の一部改正について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

「替成者举手〕

○議長(北林光昭議員)挙手全員であります。

○議長(北林光昭議員)日程第10、議案第5号「令和4年度広島中央環境衛生組合一般会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

- ◎事務局長(中西康雄事務局長)議長、事務局長中西。
- ○議長(北林光昭議員)中西事務局長。
- ◎事務局長(中西康雄事務局長)(登壇)

ただ今議題となりました、議案第5号「令和4年度広島中央環境衛生組合一般会計補正 予算第2号」について、ご説明いたします。白い表紙の「令和4年度 広島中央環境衛生組 合補正予算書」の、1ページをお願いいたします。

第1条で、予算の総額に歳入歳出それぞれ7千11万5千円を減額し、補正後の歳入歳出総額を24億3,926万7千円とし、第2条で、債務負担行為の補正を定めるものでございます。

2ページの、「第1表」をお願いいたします。「歳入歳出予算補正」の上段の表、歳入でございます。「1款1項 負担金」は、使用料、諸収入の増額及び歳出予算の減額により、補正前の額から1億3,909万円減額し、22億1,830万3千円に、「2款1項 使用料」は、敷地使用料の増によるもので、補正前の額から88万円増額し、208万7千円に、「3款1項 国庫補助金」は、循環型社会形成推進交付金で、補正前の額から4,305万3千円増額し、1億3,580万4千円に、「5款1項 雑入」は、賀茂環境センターで再資源化している金属類等の有価物の値上がりなどにより増額するもので、補正前の額に2,504万2千円追加し、7,701万7千円とするものでございます。

次に、下段の表、歳出でございます。「1款1項議会費」は、不用額を整理するもので、補正前の額から 56 万3千円減額し、158万9千円に、「2款1項 総務管理費」は、不用額を整理するもので、補正前の額から386万3千円減額し、7,858万8千円に、「3款1項 清掃費」は、諸事業に係る不用額を整理するとともに、大崎上島環境センターごみ中継施設及びストックヤード建設工事の進捗による工事の前倒しによるもので、補正前の額から3,125万2千円増額し、21億9,191万6千円に、「4款1項 公債費」は、利子の不用額を整理するもので補正前の額から9,694万1千円減額し、1億6,572万1千円とするものでございます。

3ページをお願いします。第2表債務負担行為補正でございます。債務負担行為の追加といたしまして、「大崎上島クリーンセンター包括運営管理業務」を、1,944万9千円を限度に、債務負担を追加するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(北林光昭議員)説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○議長(北林光昭議員)質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。 まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」との声あり]

○議長(北林光昭議員)次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」との声あり]

○議長(北林光昭議員)これにて討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第5号「令和4年度広島中央環境衛生組合一般会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(北林光昭議員) 挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長(北林光昭議員)日程第11、議案第6号「令和5年度広島中央環境衛生組合一般会計予算」の件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

- ◎事務局長(中西康雄事務局長)議長、事務局長中西。
- ○議長(北林光昭議員)中西事務局長。
- ◎事務局長(中西康雄事務局長)(登 壇)

ただ今議題となりました、議案第6号、「令和5年度 広島中央環境衛生組合一般会計予算」について、御説明いたします。

白い表紙の「令和5年度 広島中央環境衛生組合予算書」の、1ページをお願いたします。 第1条「歳入歳出予算」でありますが、予算の総額をそれぞれ34億2,735万5千円 とすることについて、「第1表」に定め、第2条「債務負担行為」について、「第2表」 に定め、第3条「地方債」を「第3表」に定め、第4条「一時借入金」の最高額を5億1, 900万円とすることについて、定めるものでございます。

2ページの、「第1表」をお願いいたします。「歳入歳出予算」につきましては、後ほど「予算に関する説明書」にて、ご説明いたします。

3ページの第2表 「債務負担行為」でございますが、8件のうち、上から6件の債務負担行為は毎年設定させていただいているもので、その下2件は令和5年度新規分で、

「電子決裁システム等構築」及びその「保守」に係るもので、それぞれ、期間と限度額を 定めております。

4ページの第3表 「地方債」でございますが、賀茂環境衛生センター解体工事に係る借入で、限度額は2億9,620万円で、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

続きまして、水色の表紙「令和5年度 予算に関する説明書」をお願いいたします。4ページ、5ページをお願いいたします。「2 歳入」でございます。「1款1項 負担金」は、1目から5目まで、負担金条例に定められた割合に基づいて関係市町に負担いただいているもので、右側説明欄に各負担額を記載しております。

6ページ・7ページ をお願いします。

「2款1項1目衛生使用料」は各施設の使用料でございます。「3款1項1目衛生費国庫

補助金」は、循環型社会形成推進交付金で、大崎上島町のごみ中継施設及びストックヤードの施設建設と賀茂環境衛生センターの解体に係るものでございます。

「5款1項1目雑入」は、有価物売払収入が主なものでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

「6款1項1目衛生債」は、賀茂環境衛生センターの解体に係るものでございます。

10ページ・11ページをお願いいたします。

「3 歳出」でございます。「1款1項1目 議会費」は、議員12人の報酬並びに議会活動に要する経費でございます。

12ページ・13ページをお願いします。

「2款1項1目 一般管理費」は、「職員給与」のほか「総務一般事務」「地域計画等作成事務」の3事業を計上しており、各種システムの運用に要する費用や、その他の事務経費でございます。

14ページ・15ページをお願いします。

「2款2項1目 監査委員費」は、監査委員3名分の報酬及び費用弁償など、監査活動に要する経費でございます。

16ページ、17ページをお願いします。

「3款1項1目 賀茂環境衛生センター費」は「職員給与」のほか、「賀茂環境衛生センター維持管理事業」、「廃棄物処理施設周辺地域振興事業」に係る予算を計上しております。

「2目賀茂環境センター費」は、「職員給与」のほか、「不燃ごみ処理施設維持管理事業」、 「最終処分場維持管理事業」、「ペットボトル等処理施設維持管理事業」に係る予算を計 上しております。

18ページ・19ページをお願いします。

「3目 安芸津クリーンセンター費」及び「4目 竹原安芸津環境センター費」は、敷地、建物など廃止施設の管理に要する予算を計上しております。

「5目 竹原安芸津最終処分場費」は、職員給与のほか、引き続き、浸出水処理施設及び埋立地の管理に係る予算と「竹原市不燃ごみ等処理事業」に係る予算を計上しております。

20ページ・21ページを、お願いいたします。

「6目 竹原クリーンセンター費」は、敷地、建物など廃止施設の管理に要する予算を計上しております。

「7目 大崎上島環境センター費」は、「職員給与」のほか、大崎上島町内から搬入される可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ等の適正処理に要する予算を計上しております。

22ページ、23ページをお願いします。

「8目 大崎上島クリーンセンター費」は、「し尿処理施設維持管理事業」に係る予算を計上しております。

「9目 広島中央エコパーク建設費」は「広島中央エコパーク周辺地域振興事業」に係る予算を計上しております。

「10目 広島中央エコパーク管理運営費」は、「職員給与」のほか、「高効率ごみ発電施設管理運営事業」、「汚泥再生処理センター管理運営事業」及び「広島中央エコパーク管理運営事業」に係る予算を計上しており、広島中央エコパークの施設運営に要する経費で

ございます。

26ページ・27ページをお願いします。

「4款1項1目 元金」は「長期借入金元金償還金」で、広島中央エコパーク建設費に係る 起債の元金償還開始による増でございます。

「2目 利子」は、「長期借入金利子」及び「一時借入金利子」で、長期借入金利子について、令和3年度借入の廃棄物処理施設整備事業分の利率が確定したことによる減でございます。

28ページ・29ページをお願いします。

「5款1項1目 予備費」は、例年と同額を計上しております。

30ページ、31ページをお願いいたします。

このページから 37 ページまでは、「給与費明細書」で、特別職及び一般職の給与費に係る明細について記載しております。

38ページ、39ページをお願いいたします。「債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書」でございます。

40 ページをお願いいたします。「地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」でございます。令和5年度末の地方債現在高見込額は、163億7,930万4千円でございます。

以上で、「令和5年度 広島中央環境衛生組合一般会計予算」の説明を終わります。どう ぞよろしくお願いいたします。

○議長(北林光昭議員)説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

「「なし」との声あり〕

○議長(北林光昭議員)質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」との声あり]

○議長(北林光昭議員)次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」との声あり]

○議長(北林光昭議員)これにて討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第6号「令和5年度広島中央環境衛生組合一般会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長(北林光昭議員)挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長(北林光昭議員)日程第12、議員提出議案第1号「広島中央環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」の件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

- ◎大川弘雄議員 議長、5番。
- ○議長(北林光昭議員)5番、大川弘雄議員。
- ◎大川弘雄議員(登 壇)

それでは、議員提出議案第1号「広島中央環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する 条例の制定について」説明させていただきます。

令和3年5月、国においてデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、個人情報の保護に関する3つの法律が1本に統合されました。

これまで地方公共団体は、それぞれの団体の条例において個人情報の取扱い等について 規定しておりましたが、統合後の法律において、全国的な共通ルールが適用されることと なりました。

一方、地方議会については、法の適用対象から外されることとなり、個人情報の保護に 関するルールはそれぞれの議会の判断において定める必要が生じたものでございます。

本組合議会においても、組合全体の個人情報保護について定めておりました広島中央環境衛生組合個人情報保護条例の規定に基づき個人情報の管理を行っておりましたが、 統合後の法律では地方関係部分がこの4月に施行されることに従い、本定例会において当 該条例を廃止することを盛り込んだ議案が提出されております。

これらの事を鑑み、本組合議会においては個人情報の取扱に関する基本的な条項を新た に条例で規定し、適切に管理していく必要があるという考えから、本議案を提出させてい ただくものでございます。

提出の条例案は、個人情報等の取扱いや、議会で保有する個人情報の開示、訂正、利用 停止における手続きに関する条項を規定し、56条の条文で構成しております。

施行期日は、本年4月1日としております。

皆様方に置かれましては、この趣旨をお汲み取り頂き、是非ともご賛同賜りますようお 願い致します。

以上です。

○議長(北林光昭議員)説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」との声あり]

○議長(北林光昭議員)質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」との声あり〕

○議長(北林光昭議員)次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」との声あり]

○議長(北林光昭議員)これにて討論を終結します。

これより採決いたします。

議員提出議案第1号「広島中央環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定 について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

#### [賛成者举手]

○議長(北林光昭議員)挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- ○議長(北林光昭議員)以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。この際、髙垣管理者から、閉会に当たり挨拶がありますので、これを許します。
- ◎管理者(髙垣廣德管理者)議長。
- ○議長(北林光昭議員) 髙垣管理者。
- ◎管理者(髙垣廣德管理者)(登 壇)

令和5年第1回広島中央環境衛生組合議会定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶を 申し上げます。

議員の皆様方には、提案いたしました議案につきまして、慎重な御審議と、適切なる御 議決を賜りましたことに、心より厚く御礼申し上げます。

皆様のお力をお借りしながら、今後とも、より効果的な事業推進に全力を傾注してまいりたいと考えておりますので、今後とも一層の御理解と御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、議員の皆様方におかれましては、くれぐれもお身体御自愛の上、御活躍になられますようお祈りを申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○議長(北林光昭議員)挨拶が終わりました。

それでは、これにて、令和5年第1回広島中央環境衛生組合議会定例会を閉会いたします。皆様大変お疲れ様でした。

	(午後2時46分	閉 会)
······**		

以上のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、地方自治法第292条において準用する同法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

広島中央環境衛生組合議会議長 北林 光昭

会 議 録 署 名 議 員 池田 隆興

会 議 録 署 名 議 員 坂元 百合子